資料1

1. これまでに生じた水質事故の概要及び県内における発生状況について

(1)水質事故とは?

水質事故とは、工場からの油の流出や、排水処理の不 具合等による異常排水の流出等、公共用水域(河川や海 など)の水質に悪影響を及ぼしうる事故のことです。

水質事故が発生すると、魚が死んだり、利水が停止したりと、場合によっては大きな影響が出ることがあります。



油流出



魚類へい死

様々な水質事故がある(油、魚へい死、泡、着色、等々)

(2)水質事故が発生すると・・・

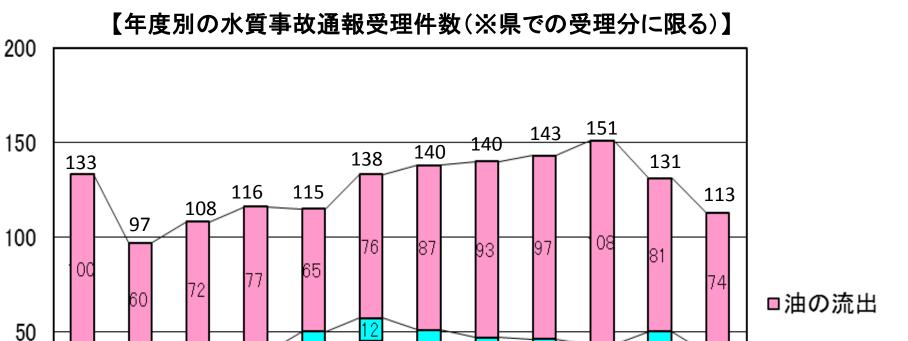
水質事故は原因者の責任となります。原因者は、直ちに事故の連絡を行うとともに、流出防止のための措置を行う必要があります。



関係者(原因者、利水者、行政、県民)全員にとって利点なし

(3)愛知県における水質事故発生状況

件数(件)



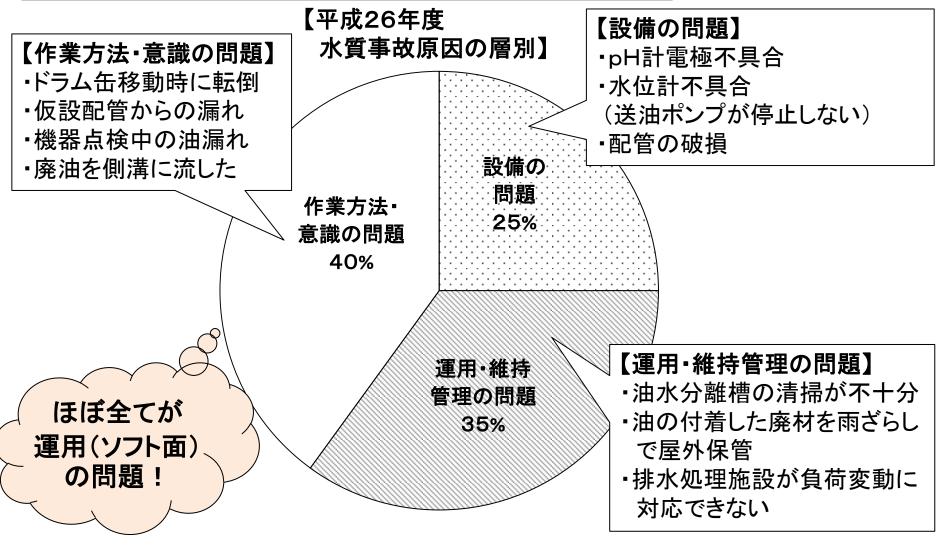
■その他

□死亡魚

愛知県においても、例年100件以上の水質事故が発生

年度

(4)愛知県における水質事故発生状況③



多くは適正な作業方法、運用、設備により未然防止が可能

(5)水質汚濁防止法(抜粋①)

(事業者の責務)

第14条の4

事業者は、この章に規定する排出水の排出の規制等に 関する措置のほか、その事業活動に伴う汚水又は廃液 の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握 するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は 地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講じ るようにしなければならない。

汚水等の流出による公共用水域や地下水の水質の汚濁 (水質事故)の防止は、法で規定されている

(6)水質汚濁防止法(抜粋②)

(無過失責任)

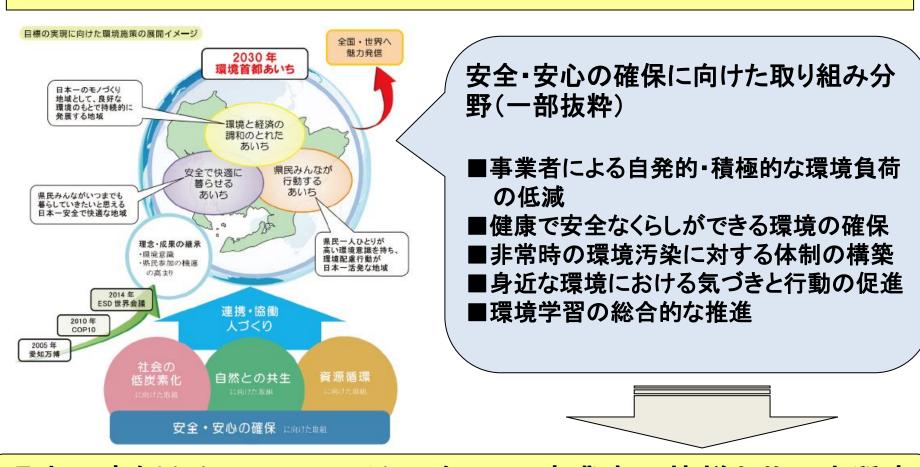
第19条

工場又は事業場における事業活動に伴う有害物質の 汚水又は廃液に含まれた状態での排出又は地下への浸 透により、人の生命又は身体を害したときは、当該排出 又は地下への浸透に係る事業者は、これによって生じた 損害を賠償する責めに任ずる。

有害物質の流出により人の生命や身体に害を与えたときには損害賠償責任が発生する

(7)水質事故をなくすために

愛知県においては、第4次愛知県環境基本計画に基づき、「環境 首都あいち」の実現を目指している



過去の事例からPDCAサイクルを回し、事業者の皆様と共に水質事故の未然防止を図ることで、県内の安全・安心を確保していきたい